

新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生に対する 令和5年度 前学期授業料免除 申請要項 【学部5年生（私費外国人留学生以外）用】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対して、申請に基づき審査の上、令和5年度前学期分授業料の一部又は全部を免除します。

予算の範囲内で実施するため、基準を満たしていても、必ずしも減免が実施されるとは限りません。

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した世帯の学生（研究生、科目等履修生等の非正規生を除く。）のうち、下記（1）、（2）のいずれにも該当する人。

ただし、「高等教育の修学支援新制度（以降「修学支援新制度」という。）」の対象となり得る人は、修学支援新制度にも申請することを要件とします。正当な理由なく修学支援新制度に申請しない人については、本授業料免除の選考の対象としません。

※全学年の学生が対象です。学業要件はありません。

※既に他の授業料免除制度に申請している人も、今回の授業料免除に申請可能です。この場合、各制度による判定結果のうち、最も有利な判定結果が適用されます。

※既に令和5年度前学期分授業料を納入済みの人も申請可能です。

（1）下記①、②のいずれかに該当する人。

①国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を対象として実施する公的支援^{注1}を、申請者又は生計維持者^{注2}が受給していること

②申請者又は生計維持者の新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の所得に基づき推算した年間所得^{注3}が、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年（それぞれ1～12ヶ月分）いずれかの所得と比較し、1/2以下となっていること（ただし、元々住民税が課税されていない申請者（独立生計者を除く）又は生計維持者のアルバイト収入等の半減は対象外）

（注1）「公的支援」として認められる例は下記 URL（日本学生支援機構 HP）にてご確認ください。「特別定額給付金」や「学生支援緊急給付金」は含まれません。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

（注2）直近3ヶ月分の所得を4倍して算出した金額により審査します。

（2）申請者及び生計維持者の家計急変後の所得に基づき推算した年間収入の見込額が、本学の通常の授業料免除の家計基準内であること（大学で確認するため、申請者が確認する必要はありません。）

【注意】 次のいずれかに該当する人については、選考の対象としません。

- ・申請書類の提出後、大学から別途書類の追加提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人
- ・過去に本学において停学（3ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けた人
- ・過去に本学で入学料又は授業料が減免され、偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明し、免除が取り消された人

2. 免除金額

免除申請の結果、許可された場合は後学期授業料の「全額」又は「半額」が免除されます。（授業料納入済の人が授業料の減免対象となった場合、入金済の授業料のうち、減免相当額を返還します。）

3. 申請手続

<申請書類>

3ページ～5ページに記載の書類を提出してください。

<申請期間・申請方法>

以下のとおり、期限までに申請書類一式を申請場所へ提出してください。

複数の免除制度に併願する場合は、各制度の申請書類が混在しないよう、クリアファイル・封筒等により制度ごとに申請書類を区分してください。

申請期間	申請方法（申請先）
3月1日（水）～3月31日（金） （土日祝日を除く） 各日 8:30～ 17:00【厳守】 （郵送の場合最終日 17 時必着）	学生支援・社会連携課事務室前のドアポストへ投函※1 又は 郵送※2

※1 任意の封筒に申請書類一式を封入し、投函してください。ドアポストの投函可能時間は、申請期間中の平日の8時30分から17時までです。

※2 郵送により提出する場合は、必ず書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。

上記期限後にコロナウィルスの影響により家計急変し、支援が必要となった場合は速やかに学生支援・社会連携課経済支援係までご相談ください。

4. 選考結果の通知

通知予定日：令和5年7月下旬（予定）

（注）結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

通知方法：学務課 HP からダウンロード

①結果通知期間中に学務課 HP (<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>) > 「マイページ」 > 「各種申請」の「入学料・授業料免除等申請」 > 「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

②①に加えて、免除判定結果が不許可又は一部免除の人は、上記ページの「授業料（入学料）納付方法の通知出力」から、納付方法についての通知をダウンロードし、納付額や納付期限を確認してください。（ただし、複数の免除制度に申請した方で、ひとつでも判定結果が未確定の制度がある場合は、すべての結果が確定するまで授業料の徴収は猶予されるため、納付方法についての通知は出力されません。）

5. 授業料の納入

- ・授業料免除申請の結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、授業料の全部又は一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはなりません。
- ・授業料免除を申請した人は、選考結果の通知があるまでは、授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、授業料を納入しないでください。口座振替利用者は、判定結果が出るまでの間、引き落としは停止されます。

6. 免除の取消

下記のいずれかに該当する場合は、免除の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された授業料（最大1年分）の全額を大学が指定する期日までに納入しなければなりません。

- ・偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明したとき
- ・退学又は停学（3ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けたとき

7. その他

- ・授業料等減免に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的に確認するようにしてください。（学生情報ポータル https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）
- ・授業料等減免申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡することがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

<問合せ先・提出先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地 京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係
Tel 075 (724) 7143/7150（土日及び祝日を除く 8:30～17:00） / E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。上記からの連絡には応答するようにしてください。

**新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生に対する
前学期授業料免除 申請書類一覧表**

※申請にあたっては、次の一覧表により必要な書類を取揃えて、定められた期日までに提出してください。

※(写)の書類は、コピー(A4判、明瞭にコピーされたもの)を提出してください。

※他の免除制度に併願する場合、重複する書類は申請ごとに各1部提出(1部原本、残りコピー可。余白に「他制度で原本提出済」と記載すること。)してください。

※マイナンバーの提出は不要です。各書類は、マイナンバーが掲載されていないものを提出してください。

※提出書類についての質問・相談等は、申請問合せ窓口(学生支援・社会連携課経済支援係)へ連絡してください。

A. 全員提出が必要な書類

提出書類	留意事項
①授業料免除申請書 [様式2]	
②家計急変者の所得申告書 [様式4] 及び家計急変前後の所得を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・[様式4]は記入例に従い作成してください。 ・家計急変前の所得を証明する書類は、下記いずれかを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年に家計急変した場合 令和2年度(2020年度)市区町村県民税課税証明書 ◆令和3年に家計急変した場合 令和3年度(2021年度)市区町村県民税課税証明書 ◆令和4年に家計急変した場合 下記⑥に記載の書類 ◆令和5年に家計急変した場合 次頁ア)に記載の書類 ・家計急変後の所得を証明する書類は、下記のとおり提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆給与収入のある人 直近3ヶ月分の給与明細書のコピー 又は 給与支払証明書[様式8] ※退職により、家計急変後現在までの給与所得が0円の場合は、上記書類に代えて、退職を証明する書類を提出してください。(退職証明書、退職日が記載された源泉徴収票や雇用保険受給資格証のコピー等) ※休職等により給与支給が0円で、給与明細書のコピーが提出できない月がある場合は、「給与支払証明書[様式8]」により、給与支払先より当該月の所得が0円である証明を受けてください。 ◆事業所得のある人 自営業者等の所得申告書[様式12] 及び 直近3ヶ月分の帳簿のコピー
③入学科・授業料免除申請書類チェック票 [様式K1]	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人の氏名等を記入し、該当する□欄にチェックをすること。
④家庭調書 [様式K3]	<ul style="list-style-type: none"> ・記入例に従い、必要な全ての事項を記入すること。
⑤住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場で発行。 ・主たる学資負担者が居住する住所に住んでいる人全員が記載されているもの(主たる学資負担者が別居(単身赴任等)の場合は、家庭所在地のもの)。 ・「続柄」が記載されているもの(本籍地は記載不要)。
⑥令和4年度(2022年度)市区町村県民税課税証明書又は非課税証明書(これらは2021年1月~12月の所得に係る証明書です。)	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場で発行。 ・18歳以上の者(ただし就学者及び別生計の者を除く)全員分のもの ・給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除・扶養控除人数及び住民税(所得割)の金額が明記されたもの。 (※非課税証明書の場合は住民税の金額が記載されていなくても構いません) (※「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」とは異なるものですので、注意してください。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>必ず、所得金額、扶養人数及び住民税(所得割)の記載された証明書を提出してください。</p> </div>

B. 申請者又は申請者と生計を一つにする家族が下記「事項」に該当する場合に提出する書類

以降の書類は、左記に掲げる「事項」に該当する場合に、提出してください。

上記「A.全員提出が必要な書類」の、「②家計急変者の所得申告書〔様式4〕及び家計急変前後の所得を証明する書類」と重複する書類は提出不要です。

事 項	提 出 書 類
ア) 所得がある人 (就学者、別生計者、18歳未満の者については提出不要)	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与所得がある人：令和4年分源泉徴収票(写) ◆給与所得以外の所得がある人：令和4年分確定申告書の控<第一表及び第二表>(写) <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の受付済印のあるもの又はe-Taxの受信日時等が印字されたもの。 もしくは受信通知を添付。 ・確定申告をしていない場合は、市区町村が発行する「市(町)県民税申告書控(写)」等で収入金額、必要経費、所得金額等の記載のある書類を提出。
イ) 令和4年1月2日以降就職・転職した場合 (専従者・パート・アルバイトを含む。学生本人及び就学者は不要)	○新勤務先の「給与支払証明書」〔様式8〕又は「基本給与証明書」又は〔様式9〕による直近3ヶ月分の給与証明又は最近3ヶ月分の「給与明細書(写)」(※前職の退職・離職の書類については、5ページのセ)を参照
ウ) 生活保護法による扶助費を受給している世帯	○「保護決定(変更)通知書(写)」又は「生活保護被保護者証明書」 → 扶助額が記載されていること
エ) 年金等を受給している人 (遺族年金・障害年金・企業年金・個人年金等を含む)	○「年金振込通知書(写)」(最新のもの)又は「年金改定通知書(写)」(最新のもの)、又は「令和4年分年金の源泉徴収票(写)」
オ) 障害者・原爆被爆者の人	○認定の「手帳(写)」
カ) 6ヶ月以上に渡り長期療養中又は長期療養が必要と認められる場合で、療養のため経常的に特別な支出のある人	<p>下記①～③全ての書類の提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師の「診断書」(6ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている最近の日付のもの) ②「長期療養費支出状況申告書」〔様式K11〕(6ヶ月以上経常的に支出していること) ③「領収書等貼付台紙」〔様式K13〕+領収書(直近6ヶ月～1年分のもの)
キ) 母子・父子家庭 又は 両親のいない家庭の場合	<p>○下記いずれかの書類(ただし、生計維持者の令和4年度課税証明書で「寡婦(夫)・ひとり親控除」の適用が確認できる場合は提出不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本(抄本) ・児童扶養手当受給証明書(写) ・住民票(死亡日記載) ・遺族年金振込通知(写) ・離婚調停中の場合、裁判所による係属証明書等、離婚調停中であることを証明する書類
ク) 主たる学資負担者が単身赴任等で別居している世帯	<p>下記①～③全ての書類の提出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①単身赴任者の住民票又は単身赴任していることを明らかにするもの。 ②「主たる学資負担者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書」〔様式K12〕 ③「領収証等貼付台紙」〔様式K13〕+住居費・光熱費・水道費の領収書等費用の証明(直近6ヶ月～1年分のもの)
ケ) 就学者がいる場合 (ただし、「学生本人」及び「義務教育の人」は提出不要)	<ul style="list-style-type: none"> ◆就学者が高校、専門学校、各種学校の学生の場合、以下の提出が必要 令和5年4月1日時点で有効な各学校長等が発行する「在学証明書」又は「学生証(写)」 ・専門学校については、高等課程と専門課程との別が判るもの。 ・予備校生は就学者には含まない。 ◆就学者が国立の大学又は大学院もしくは高等専門学校の学生の場合、以下の提出が必要 各大学担当者が証明する「兄弟姉妹等の授業料免除状況証明書(兼在学証明)」〔様式K10〕 ◆就学者が公立又は私立の大学又は大学院の学生の場合、以下の提出が必要 令和5年4月1日時点で有効な各大学長等が発行する「在学証明書」又は「学生証(写)」
コ) 学生本人又は就学者が自宅外から通学している場合	○自宅外通学であることが分かる本人の住民票又は住居の「賃貸契約書(写)」又は「自宅外居住証明書」〔様式K8〕(令和5年4月1日現在契約期間が切れていない物) (※松ヶ崎学生館又はまりこうじ会館入居者、又は、兄弟姉妹等で国立の大学又は大学院もしくは高等専門学校の学生は提出不要)

事 項	提 出 書 類
㉞) 農業を営み、転作奨励金の交付を受けている人	○「奨励金交付証明書」（市区町村役場で発行）
シ) 学生本人が独立生計（※）を営む場合 （※独立生計者とは、（1）税法上、父母等の扶養親族でない者、（2）父母等と別居している者、（3）学生本人（配偶者含む）の収入で生計を立てていると認められる者、の全てに該当する者としてします。）	次の①～⑥全ての書類 ※他の項目で提出の書類は重複提出不要 ①学生本人（配偶者がある場合は配偶者を含む）の令和4年度課税証明書又は非課税証明書（令和3年1月～12月に係る分。給与・給与外所得別の収入金額及び配偶者控除・扶養控除人数が明記されたもの。住民税（所得割）の金額が明記されたもの） ②学生本人（配偶者がある場合は配偶者を含む）の令和4年分の源泉徴収票（写）又は確定申告書控（写） ※令和4年1月2日以降に就職・転職した場合は、新勤務先の「給与支払証明書」〔様式8〕又は「基本給与証明書」〔様式9〕による直近3ヶ月分の給与証明又は最近3ヶ月分の「給与明細書（写）」 （日本学術振興会特別研究員は採用決定通知書（写）を提出） ③父母（配偶者の父母を含む）の令和4年分の源泉徴収票（写）又は確定申告書の控＜第一表及び第二表＞（写） ④父母（配偶者の父母を含む）及び本人等の住民票（続柄記載のもの） ※③、④の書類の用意が困難な場合、学生支援・社会連携課経済支援係にご相談ください。 ⑤学生本人及び扶養家族の健康保険証（写） ⑥学生本人が令和4年度に奨学金の給付・貸与を受けている場合は、「奨学金受給証明書」〔様式K9〕又は「奨学生証（写）」等 （※本学を通して申請して採用された奨学金については提出不要）
ス) 無職・無収入者、失業者、休職者がいる場合	◆無職・無収入者：「無職・無収入申立書」〔様式K7〕 ◆雇用保険受給者：「雇用保険受給資格証（第1面～第4面まで）（写）」 → 受給日額、日数等が記載されていること。 ◆休職者：「休職証明書」→ 休職期間、休職中の給与支給見込額がわかるもの。
セ) 令和4年1月2日以降、退職・離職した人がいる場合	○退職日が記載されている源泉徴収票（写）又は「退（離）職証明書」〔様式K6〕等、退職・離職したことがわかるもの
ソ) 傷病手当金を受給している人	○「傷病手当金支給決定通知書（写）」等、支給額と支給期間のわかるもの ○勤務先より給与も支給されている場合は、傷病手当金受給期間中の年収見込証明書又は給与明細（写）

上記書類の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。